

兵庫県公報

令和5年4月28日 金曜日 第408号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 兵庫県薬剤師国民健康保険組合の解散（国保医療課）	1
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の所在地の変更の届出（労政福祉課）	1
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	4
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	4
公 告	
○ 入札公告（計画課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 建築士法による二級建築士免許の取消し（建築指導課）	8
病院局管理規程	
○ 病院局会計規程の一部を改正する管理規程	8
病院局公告	
○ 落札者等の公示	9
○ 同 上	9
○ 同 上	9
公安委員会告示	
○ 駐車監視員資格者講習の実施	10
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	11
正 誤	
○ 令和5年3月22日付け兵庫県公報号外中	11

告 示

兵庫県告示第491号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第32条第1項第4号の理由により、兵庫県薬剤師国民健康保険組合が解散したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第25条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称
兵庫県薬剤師国民健康保険組合
- 2 所在地
神戸市兵庫区塚本通2丁目2番25号 兵庫県柔道整復師会館3階
- 3 解散年月日
令和5年3月31日

兵庫県告示第492号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活

支援センターから次のとおり所在地を変更する旨の届出があった。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 届出法人名 社会福祉法人いたみ杉の子
- 2 名称 阪神北障害者就業・生活支援センター
- 3 変更前住所 伊丹市行基町3丁目16-6 福本ビル1F
- 4 変更後住所 伊丹市鴻池1丁目10-15
- 5 変更日 令和5年4月27日

~~~~~

**兵庫県告示第493号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年4月14日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名        | 地区名    | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所   |
|------------|--------|--------------------------|---------|
| 農村地域防災減災事業 | 萩原上池地区 | 令和5年4月28日から<br>同年5月18日まで | 丹波篠山市役所 |

~~~~~

兵庫県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年4月17日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	西ノ下池地区	令和5年4月28日から 同年5月18日まで	洲本市役所

~~~~~

**兵庫県告示第495号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1  
工場長 赤藤敬司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                        |                         |                         |           |           |
|--------------------------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------|-----------|
| 種                                                | 類                      | 46号ニ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 1) | 46号ニ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 2) |           |           |
| 能                                                | 力                      | 350m <sup>3</sup> /時    | 350m <sup>3</sup> /時    |           |           |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                        | 許可後                     | 許可後                     |           |           |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                        | 着手後1ヶ月                  | 着手後1ヶ月                  |           |           |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                        | 完成後                     | 完成後                     |           |           |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                        | 24時間連続                  | 24時間連続                  |           |           |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                        | なし                      | なし                      |           |           |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                    | 通常                      | 最大                      | 通常        | 最大        |
|                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)      | 12.5~13.5               | 12.5~14.0               | 12.5~13.5 | 12.5~14.0 |
|                                                  | 生物学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | —                       | —                       | —         | —         |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)  | 7,120                   | 7,120                   | 7,120     | 7,120     |
|                                                  | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L) | 10                      | 10                      | 10        | 10        |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)     | —                       | —                       | —         | —         |
|                                                  | リン含有量<br>(単位 mg/L)     | —                       | —                       | —         | —         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                        | 142                     | 142                     | 142       | 142       |

備考 特定施設を設置するとともに、同能力の既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年4月28日から同年5月19日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課



**兵庫県告示第496号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類      | 都市計画の名称           |
|-------|--------------|-------------------|
| 神戸市   | 神戸国際港都建設計画道路 | 1. 3. 4号西神戸線ほか2路線 |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画公園 | 2. 2. 7号札幌公園      |
| 稲美町   | 東播都市計画地区計画   | 旧加古村役場跡周辺地区地区計画   |
| 丹波篠山市 | 篠山都市計画下水道    | 丹波篠山市公共下水道        |



**兵庫県告示第497号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時  
令和5年5月8日（月）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所  
姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎五階 502会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 射場不動産  
代表者氏名 射場勝之  
事務所所在地 兵庫県姫路市京町1丁目25番地  
免許番号 兵庫県知事（6）第450953号  
免許年月日 令和5年1月30日



**兵庫県告示第498号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区名       | 制限措置       |         |                   |          |         |      |           |
|-----------|------------|---------|-------------------|----------|---------|------|-----------|
|           | 漁業種類       | 操業区域    | 漁業時期              | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 津居山<br>竹野 | たこつぼ<br>漁業 | 豊岡市地先海面 | 5月1日から<br>8月31日まで | 定めなし     | 定めなし    | 定めなし | 別記1の1     |

|          |    |                 |    |    |    |    |       |
|----------|----|-----------------|----|----|----|----|-------|
| 柴山<br>香住 | 同上 | 美方郡香美町<br>地先海面  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記1の2 |
| 浜坂       | 同上 | 美方郡新温泉<br>町地先海面 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記1の3 |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年4月28日から令和7年7月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和8年4月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「水深50メートル以深の海域で操業してはならない」旨の条件を付けることがある。

別記1 漁業を営む者の資格

- 1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市又は城崎郡竹野町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者
- 2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が美方郡香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者
- 3 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が美方郡新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者

公 告

入札公告

ひょうごeー県民システム広告掲載業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年4月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 業務件名

ひょうごeー県民システム広告掲載業務

(2) 仕様等

ひょうごeー県民システム広告掲載業務に関する仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登

録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画部計画課 野間口、松田  
電話（078）362-4263（直通）

- (2) 入札参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和5年4月28日（金）から同年5月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和5年5月17日（水）午前10時 兵庫県庁第2号館3階会議室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、封皮に「業務件名」、「入札」、「入札辞退届」の区別を記入し、令和5年5月16日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着すること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（以下「契約予定総額」という。）の100分の5以上の額を、令和5年5月15日（月）の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和5年5月15日（月）以前の任意の日を開始日とし、同月23日（火）以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約予定総額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。ただし、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を前記3(2)で定める期間内に前記3(1)で定める場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に到達していること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

- カ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
 

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
 

要作成
- (8) 落札者の決定方法
 

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
 

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名称 ドン・キホーテ西宮店  
所在地 西宮市六湛寺町6-4、6-5、11-3及び11-5
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 梅田圭    |
- 3 変更事項
 

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

  - (1) 変更前
 

|             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 | 吉田直樹   |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東1-4-14 | 矢野靖二   |
| 高藤知子        | 大阪市平野区喜連東3-6-9-702 |        |

外1者
  - (2) 変更後
 

|             |                    |        |
|-------------|--------------------|--------|
| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ドン・キホーテ | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 | 吉田直樹   |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東1-4-14 | 矢野靖二   |
| 坂口桂史        | 神戸市灘区記田町5-6-13-202 |        |

外1者
- 4 変更年月日
 

令和4年9月23日
- 5 届出年月日

令和5年4月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年4月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年8月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**建築士法による二級建築士免許の取消し**

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、下記の建築士の免許を取り消したので同条第3項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 免許の取消しをした年月日

令和5年4月14日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名

吉川 奈那

(1) 建築士の別

二級建築士

(2) 登録番号

兵庫県知事登録第2800726号

(3) 免許の取消しの理由

法第9条第1項第1号に該当するため。

**病院局管理規程**

病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年4月28日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

**兵庫県病院局管理規程第5号**

**病院局会計規程の一部を改正する管理規程**

（病院局会計規程の一部改正）

第1条 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第31条中「小切手は、その支払地が納付しようとする出納取扱金融機関（企業出納員に納付するものにあつては所管の取引店（出納取扱金融機関のうち病院ごとに金銭の出納事務を所管させるため管理者が指定するものをいう。以下同じ。））の加入している手形交換所の交換取扱地域（この地域と同様に交換決済ができる他の手形交換所の交換取扱地域を含む。）内にあるもの」を「同号に規定する小切手の支払地の区域は、全国の区域」に改める。

附 則

この管理規程は、令和5年4月28日から施行する。

**病院局公告**



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
遠隔操作型内視鏡下手術支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 落札者を決定した日  
令和5年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
官野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
258,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和4年12月20日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
遠隔操作型内視鏡下手術支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13-70
- 3 落札者を決定した日  
令和5年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
官野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
255,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和4年12月20日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
磁気共鳴画像診断装置 (MRI) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立はりま姫路総合医療センター 姫路市神屋町3-264
- 3 落札者を決定した日

- 令和5年4月5日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
181,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年2月24日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第116号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 西 新右衛門

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 駐車監視員資格者講習の期日     | 令和5年6月27日（火）及び同月28日（水）                  |
| 駐車監視員資格者講習修了考査の期日 | 令和5年7月4日（火）                             |
| 駐車監視員資格者講習の場所     | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター       |
| 注 1               | 駐車監視員資格者講習は、各日午前9時から午後5時までとする。          |
| 注 2               | 駐車監視員資格者講習修了考査は、午前9時10分から午前10時10分までとする。 |

2 受講定員

受講定員は90人とする。

3 受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書1通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課を含む。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

(2) 申込期間

ア 令和5年5月15日（月）から同月29日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

(4) 申込方法

本籍・国籍等、住所、氏名及び生年月日を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。

(5) 手数料

20,000円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付け、又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）
- (2) 筆記用具
- (3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前11時30分から、当該修了考査の会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。

6 問合せ先

- (1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課  
電話 (078) 341-7441 内線5153、5154
- (2) 兵庫県内の各警察署の交通課

7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、前記2の受講定員の範囲で、規則第10条第1項の規定による審査を実施するので、審査を希望する者は、前記6の問合せ先に問い合わせること。



**兵庫県公安委員会告示第117号**

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）に係る指定講習機関について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、同規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 西 新右衛門

1 届出に係る指定講習機関

有限会社網干自動車教習所（網干自動車教習所）

2 変更に係る事項

代表者の氏名

変更前 廣橋 一成

変更後 廣橋 一樹

**正 誤**

○令和5年3月22日付け（兵庫県公報号外中）

令和5年3月22日（号外）公布兵庫県条例第8号知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中同表の中欄に掲げる字句は、宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省、国土交通省令第3号）の令和5年3月31日公布により、同表の右欄に掲げる字句となった。

|                 |                                       |                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 8ページ上から<br>21行目 | 宅地造成等規制法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第 号） | 宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省、国土交通省令第3号） |
|-----------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|